

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町

合併協定調印式

まち 未来 通信

2004

特集号

平成16年6月11日発行



左から 宮部湖東町長、植田愛東町長、前田五個荘町長、國松滋賀県知事、中村八日市市長、久田永源寺町長



東近江市誕生に向け

～合併協定調印式を開催～

5月20日(木)、八日市市の八日市商工会議所において、「八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協定調印式」が行われました。

調印式では、まずこれまでの合併協議の経過が報告され、続いて1市4町の議会議員や多くの来賓が見守る中、各市町長が合併協定書に調印しました。そのあと協議会委員全員が立会人として、また國松善次滋賀県知事が特別立会人としてそれぞれ協定書に署名されました。滋賀県内での合併協定書調印は、甲賀市、野洲市、湖南市(いずれも平成16年10月1日新市発足予定)に次いで4番目となります。

今後、1市4町の6月議会で合併関連議案が可決されれば、県知事へ合併申請書を提出し、県議会の議決を経て総務大臣の告示を受け、**平成17年2月11日「東近江市」誕生**を迎えることとなります。



▲國松県知事から各市町長に協定書が渡されました

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会だより

編集・発行／八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会事務局

☎527-8527 滋賀県八日市市緑町10番5号 ☎0748-24-0811 FAX:0748-20-0855 <http://www.bcap.co.jp/higashiomigappei/>

合併協定書 (合併協定項目 42項目) に調印!



▲協定書に署名する協議会委員



▲協定書に調印する各市町長



主催者代表あいさつ(抜粋)

合併協議会会長

八日市市長 中村 功一

1市4町は、昭和の大合併で誕生して以来、ほぼ50年に渡り、それぞれの市や町が、福祉や教育の充実及び地域の活性化を目指し、地域の歴史・文化・自然など生かした個性あるまちづくりを進めてまいりました。しかしながら、近年、産業経済、政治、文化など全ての分野において、今までにない大きな変化が急速に押し寄せる時代が到来しております。私どもの地域の未来を考えたときに、こうした変化に即応できる、足腰の強い地方自治体の構築が不可欠となって参ります。将来の地域の発展、住民の幸せを求め、まちづくりを実現していくための手段として、正に日常の生活圏域を共にする1市4町が一つとなるのが最も望ましいとの判断に至り、合併に取り組むこととなり、昨年5月15日に任意の合併検討協議会、6月27日には法定協議会を設置し、以来、42の合併協定項目を審議、決定いただきました。

この間、協議会委員の皆様には、合併の必要性をご理解いただく中で、何とか合併を成就させようという同じ思いに立っていただき、常に建設的な考え方で熱心な審議を重ねていただきました。また、議会議員の皆様には、各市町の議会において、住民の立場、現在の市町の状況、新市としてのあるべき姿など様々な視点から、今日まで合併に向けて心強いご支援や貴重な助言をいただきました。地域住民の皆さんには、合併へのご理解を賜り、住民説明会やシンポジウムにご参加いただき、多方面から貴重なご意見を拝聴させていただきました。

皆様からのお力添えのお陰を持ちまして、本日、調印式を迎えられましたことは、このうえない大きな喜びでありますと共に、新しいまち「東近江市」がスムーズに船出できますように、今後、準備万端整えていかなければならないという重責を、改めて痛感しております。

平成17年2月11日の新市誕生まで、9ヶ月足らずであります。が、「みんなで作る うるおいとにぎわいのまち 東近江市」の実現に向け、1市4町がより団結し、その準備を進めて参りたいと考えております。

また、来月には、各市町の議会に、滋賀県知事への廃置分合申請などの合併関連議案を提案させていただき、ご審議いただく重要な時期を迎えることとなります。引き続き、ご出席の皆様をはじめ関係各位のより一層のご指導ご鞭撻をお願いいたしまして、挨拶いたします。



ご祝辞(抜粋)

滋賀県知事 國松 善次

八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町による合併協定調印式が滞りなく執り行われ、「東近江市」の誕生に向けた新たな1ページが刻まれましたことに対し、県民を代表いたしまして心からお祝い申し上げます。

八日市市、永源寺町、五個荘町におかれましては、これまでの異なる枠組みにより、様々な議論が重ねられる中で、住民の皆さんの声に十分耳を傾けながら、今日の合併を決断されたところであり、また、愛東町、湖東町におかれましては、住民の日常生活圏を踏まえ、既存の広域圏のエリアを越える枠組みでの取り組みを選択されるなど、1市4町におかれましては、まさに住民参加により、合併議論を展開してこられたところであり、ここに至りますまでには、様々な課題に対し、お互いの立場を理解し、時として折り合いながら、見事に合意形成を図ってこられた市町長さんを始め、議会議員、合併協議会委員等の関係者の皆様のご尽力の賜に、心より敬意を表する次第であります。

新しい市は自然環境の豊かな地域であり、また奥深い歴史を併せ持つ、特徴ある地域であります。合併後のまちづくりビジョンとなります新市建設計画には、当地域の固有の財産である自然や歴史を大切にしながら、暮らしの豊かさを実感できるまち、心の豊かさがふくらむまち、個性ある地域の連携による交流のまちの実現が描かれております。合併は決してゴールではなく、新しい歴史の始まりであり、まちづくりのスタートであります。この将来ビジョンの実現に向けた皆様方のさらなるご精進をご期待申し上げます。

各市町の議会議員の皆様におかれましては、合併議決におきましても、是非とも悔いのないご判断をいただきますようご期待申し上げますとともに、来年2月11日の「東近江市」の誕生を円滑に迎えられるよう、引き続きご努力を賜りますようお願い申し上げます。お祝いの言葉いたします。



▲多くの関係者の出席のもと調印式が行われました

合併協定書



合併協定書

1. 合併の方式

合併前の八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2. 合併の期日

合併の期日は、平成17年(2005年)2月11日とする。

3. 新市の名称

新市の名称は、ひがしおうみし東近江市とする。

4. 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所は、新設せず、現八日市市役所を使用することとし、その位置は、八日市市緑町10番5号とする。
- (2) 新市の事務所とならなかった合併前の各町の事務所については、支所とする。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条の規定に基づき定めている現永源寺町役場政所支所については、出張所とする。

5. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第1号の規定(議会の議員の在任に関する特例)を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。
- (2) 議会の議員の在任に関する特例適用後の新市の議会議員の定数は、24人とする。
- (3) 議会の議員の在任に関する特例適用満了に伴う第1回目の選挙は、市町毎に選挙区を設ける。

各選挙区における定数は、次のとおりとする。

- ・八日市市の選挙区 10人
- ・永源寺町の選挙区 3人
- ・五個荘町の選挙区 4人
- ・愛東町の選挙区 3人
- ・湖東町の選挙区 4人

6. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を設置することとし、その選挙委員の定数は法令に基づき類似都市を参考に合併時まで調整を行う。
ただし、平成17年7月19日までの間は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第34条の規定を適用し、各市町の農業委員会をそのまま引き継ぐ。
- (2) 新市の農業委員会の選挙は、選挙区を設け実施する。
選挙区の区域は、新市の最初の選挙までに調整する。

7. 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。

- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職名及び職階については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し、統一を図る。
- (4) 職員の給与については、新市において職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

8. 特別職の身分の取扱い

- (1) 各市町の特別職については、法令に基づき、合併の日の前日に全員失職する。
- (2) 新市における特別職については、下記のとおり取り扱う。
 - ① 常勤特別職については、新市において新たに選任する。
 - ② 行政委員会の特別職については、法令等の定めるところに従い調整する。
 - ③ 審議会・委員会等の附属機関及びその他の特別職については、現に各市町に設置され、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、現行の制度をもとに統合・調整し、新市において新たに選任する。

9. 財産の取扱い

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
- (2) 甲津畑財産区有財産は、甲津畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

10. 地方税の取扱い

- (1) 個人市民税の税率については、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による標準税率とする。普通徴収の納期は、八日市市、永源寺町、愛東町の例による。
- (2) 法人市民税の税率の均等割については、地方税法の規定による標準税率を採用し、八日市市、愛東町、湖東町の例によるものとし、法人税割については、同法の規定により八日市市の例による。納期は同法の規定により現行のとおりとする。
- (3) 固定資産税の税率は、地方税法の規定による標準税率とする。納期は、八日市市、永源寺町、愛東町の例によるものとする。
- (4) 軽自動車税の税率については、現行のとおりとする。納期は、永源寺町の例によるものとする。
- (5) 市たばこ税の税率及び納期については、現行のとおりとする。
- (6) 入湯税については、地方税法の規定による標準税率を採用し、愛東町の例により1人1日150円とする。

- (7)都市計画税については、新市発足までに調整する。
- (8)納期前納報奨金については、八日市市の例によるものとする。

11. 町名、字名の取扱い

- (1)八日市市における「町」及び「丁目」、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字」の区域は、従前のとおりとする。
- (2)八日市市における「町名」及び「丁目名」は、原則として新市の「町名」及び「丁目名」とする。
- (3)永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町における「大字名」は、原則として「大字」を削除し、現在の名称に「町」をつけ新市の「町名」とする。
- (4)八日市市外町と愛東町大字外については、区分できる新市までに調整するものとする。
- (5)新市の「町名」「丁目名」については、上記調整方針を基本として、住民の意向を踏まえた後に決定する。

12. 慣行の取扱い

- (1)市章は、原則として合併時までに決定し、新市において制定する。
- (2)市民憲章、市の花、木、鳥および歌、各種宣言については、新市において制定の必要性を含め検討する。

13. 一部事務組合等の取扱い

八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併するにあたって加入している一部事務組合等については、次のとおりとする。

- (1)合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に加える。
 - ・八日市衛生プラント組合
 - ・東近江行政組合
 - ・愛知郡広域行政組合
 - ・滋賀県市町村交通災害共済組合
 - ・滋賀県市町村職員研修センター
 - ・滋賀県自治会館管理組合
 - ・中部清掃組合
 - ・布引斎苑組合
 - ・湖東広域衛生管理組合
 - 等
- (2)合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退する。
 - ・滋賀県市町村職員退職手当組合
 - ・滋賀県町村議会議員公務災害補償等組合
 - ・日野町、蒲生町、竜王町、安土町、能登川町、五個荘町及び永源寺町教育委員会社会教育主事共同設置
 - ・愛知川町、愛東町、湖東町、秦荘町、多賀町、甲良町、豊郷町教育委員会社会教育主事共同設置
 - ・滋賀県町村土地開発公社
 - ・琵琶湖東北部広域市町村圏協議会
 - 等
- (3)合併時に統合再編するよう調整に努める。
 - ・八日市市、永源寺町、五個荘町及び能登川町介護認定審査会(共同設置)
 - ・愛東町介護認定審査会
 - ・湖東町介護認定審査会
 - ・財団法人八日市市コミュニティ振興事業団
 - ・財団法人湖東町生涯教育振興事業団
 - 等
- (4)新市に引き継ぎ、新市の公社として存続するものとする。

- ・八日市市土地開発公社
- ・財団法人愛の田園振興公社
- 等

- (5)合併の日の前日をもって規約を廃し、新市において現行の事務委託内容により合併の日に締結する。

- ・八日市市、蒲生町、日野町、永源寺町、五個荘町及び能登川町障害児通園(デイサービス)事業の事務委託に関する規約
- 等

14. 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1)合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの。
- (2)合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。
- (3)合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

15. 組織及び事務機構の取扱い

組織及び事務機構の取扱いについての基本的な方針は、次のとおりとする。

- (1)合併の目的、効果の視点から

高度化、多様化する行政ニーズや地方分権などに対応できる行財政基盤の充実を図ると共に、行政の効率化やスリム化を目的としていることから、現有施設の有効利用を基本に、その効果が期待できるように次の点に留意した組織・事務機構とする。

- ①組織の統廃合による職員数の適正化と専門化の推進
- ②指揮管理系統の簡素化

- (2)住民サービスの視点から

人口や面積等規模が拡大し、また現在の役場が支所に、支所が出張所になることから、現在の住民サービスの維持や新市における同一水準のサービス提供などができるように、次の点に留意した組織・事務機構とする。

- ①窓口サービス
- ②日常生活に関連する事務事業、サービス
- ③地域の状況や特性に応じた地域的事業

- (3)地域コミュニティ(住民自治)の視点から

それぞれの市町が有する伝統、文化、歴史、自然などの地域特性を生かし、今日まで培われてきた様々な地域活動や住民自治などを継続すると共に、地域特性に応じた新たなまちづくりが展開できるように、自治組織づくりなど地域コミュニティの推進に向けて支援、先導できる機能に留意した組織・事務機構とする。

- (4)新市のまちづくりの視点から

新市としての一体性を目指し、新市に引き継ぐ事務事業や新市まちづくり計画に基づくまちづくり施策などをスムーズに進めていくための組織・事務機構とする。

- (5)円滑な移行を行うために

合併という大きな変革に際して、行政運営が混乱することは回避しなければならない。また、住民においても困惑が生じることなく、分かり易い組織・事務機構とする必要がある。こうしたことに配慮し、一定の移行期間

を設け、激変を避けながら組織・事務機構を考えると
する。

16. 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、下記の調整内容に基づき、各
団体と充分協議しながら統合・再編等の調整に努める。
ただし、特別な事情により統合・再編等が困難な団体は、
当分の間、現行のとおりとする。

- (1)各市町の区域で組織されている団体については、新市
の速やかな一体性を確保するため、基本的に合併時に
統合するよう調整に努める。
なお、各団体の実情により合併時に統合できない団体
については、合併後2年以内を目標に統合するよう調
整に努める。
- (2)各市町の区域を越えて組織されている団体について
は、区域の変更等、組織の再編に向け、検討が進められ
るよう調整に努める。

17. 使用料、手数料等の取扱い

使用料及び手数料については、住民の一体性の確保を図
るとともに、「負担公平の原則」から可能な限り合併時の
統一に向け調整する。
ただし、各市町において入館料を定めている施設につい
ては、現行のとおりとする。

18. 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に
配慮し、新市において調整する。

- (1)各市町で同一あるいは同種の補助金等については、関
係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2)各市町独自の補助金等については、従来からの実績等
を考慮し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3)整理統合できる補助金等については、統合、廃止でき
るよう調整する。

19. 各種事務事業の取扱い

19-1 消防防災関係事業

- (1)常備消防については、現行のとおり東近江行政組合消
防本部及び愛知郡広域行政組合消防本部で実施する。
- (2)地域防災計画及び水防計画については、合併時までに
計画(案)を作成し、新市において、ただちに防災会議
を開催し計画を策定する。
- (3)消防団は、合併時に統合する。
定数及び出動区域は、現行のとおりとする。
組織は、消防活動に支障がないよう分団編成に統一する。
なお、定数、組織、出動区域については、合併後3年以
内に見直しを行う。
- (4)防災施設・機械器具等については、現行のまま新市に引
き継ぎ、新市において地域防災計画に基づき整備する。

19-2 電算システム事業

電算システムについては、合併時に電算システムを統合
し、住民サービスの向上を図るよう調整する。

19-3 交通政策事業

- (1)地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。
- (2)循環バス事業は、合併時は現行のとおりとする。五箇
荘町及び湖東町の循環バスは、合併時に新市の市役
所へ乗り入れられるよう調整する。

路線、運賃及び乗車割引等については、合併後2年以内
に新市循環バス事業として調整する。ただし、路線につ
いては公共交通空白地域を原則とし、公共施設や医療
機関等を結ぶ市民生活に密着した路線となるよう調整
する。

19-4 広報広聴関係事業

- (1)広報紙については、合併時に統合し広報活動の充実に
努める。
- (2)放送による広報については、現行のとおりとする。た
だし、住民サービスの公平性を考慮し、新市において
ケーブルテレビを導入する。
- (3)ホームページについては、合併時に新市のホームペー
ジを開設し、充実した行政情報の発信に努める。
- (4)広聴については、新市において広聴活動が充実するよ
う調整に努める。

19-5 姉妹都市、国際交流事業

姉妹都市、友好都市、その他の都市との交流については、
原則として新市に引き継ぐものとする。ただし、交流事業
の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市にお
いて調整する。

19-6 コミュニティ施策

- (1)自治組織については、現行の自治会を基本に地区自治
連合会、新市自治連合会を設置する。
- (2)コミュニティ施策については、地域の自立を促し、自治活
動の活性化が図られるよう支援事業の調整に努める。

19-7 人権対策関係事業

- (1)人権対策事業については、これまでの取り組みの経緯
を踏まえ、新市発足後すみやかに人権条例を制定し事
業を推進する。
人権教育及び人権啓発については、人権教育推進協議
会と連携を図りながら、新市においても積極的に推進
する。
- (2)男女共同参画については、これまでの取り組みを踏ま
え、計画や推進体制の整備を図りつつ、男女共同参画
社会の早期実現をめざす。

19-8 生活環境事業

- (1)環境施策については、持続可能な社会の実現のため
新市発足後すみやかに環境基本条例を制定する。ま
た、条例に基づき良好な環境の保全と創造を図るため
の諸施策を総合的、計画的に推進する。
- (2)ごみ処理については、資源循環型社会の構築をめざ
し、これまでの地域の取り組みを生かしながら市民、事
業者、市の協働により、積極的にごみの減量化、資源化
を推進する。また、ごみの収集区域及び体制は、現行の
とおり新市に引き継ぐこととし、収集日・収集品目等
については、合併後2年以内を目途に調整する。

19-9 上・下水道事業

- (1) 八日市市上水道事業と五個荘町上水道事業については、新市の上水道事業として実施する。
永源寺町簡易水道事業については、新市の簡易水道事業として実施する。
愛東町、湖東町の上水道事業については、現行のとおり愛知郡広域行政組合で実施する。
- (2) 公共下水道事業に係る使用料については、平成17年度から統一する。また、受益者負担金(分担金)については、現行のとおりとする。
- (3) 農業集落排水事業に係る使用料金については、平成17年度から統一する。また、受益者負担金については、合併時に統一し、新規加入金は現行のとおりとする。
農業集落排水事業に係る施設管理積立基金については、合併時までには清算する。

19-10 高齢者福祉事業

- (1) 老人保健福祉計画については、平成18年度からの新たな計画を新市において策定する。ただし、平成17年度までは、各市町の計画を集合したものとする。
- (2) 国・県が定める制度で各市町が実施している事業については、新市に引き継ぐことを基本に調整する。
- (3) 各市町が独自に実施している制度・事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。

19-11 介護保険事業

- (1) 介護保険事業計画については、平成18年度からの新たな事業計画を新市において策定する。ただし、平成17年度までは各市町の計画を集合したものとする。
- (2) 第1号被保険者の保険料については、平成18年度の保険料改定に合わせ、適切な保険料を算定し統一する。ただし、平成17年度までは各市町の例による。
- (3) 低所得者対策事業については、社会福祉法人等の減免は廃止する。新市において新たな軽減措置事業を設けるよう調整する。
- (4) 介護認定審査会については、組織等について協議し、新市において単独で設置する方向で調整する。
- (5) 介護保険運営協議会については、委員構成を調整し、新市において新たに設置する。

19-12 障害者福祉事業

- (1) 国または県等が定めている制度で、各市町が実施している施策、事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 他市町と連携し広域で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、新市において調整する。
- (3) 各市町が単独で実施している事業については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一する。ただし、統一が困難なものは合併後2年以内に調整する。

19-13 児童福祉事業

- (1) 児童福祉施策については、急速に進む少子化に対応するため次世代育成支援に向けた行動計画を策定し、新市において各種施策の展開を図る。

- (2) 保育所(園)については、現行のとおりとし、保育料は平成17年度から統一する。

19-14 病院(診療所)関係事業

- (1) 永源寺町、愛東町及び湖東町が運営する診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 診断書等の手数料については、合併時に統一する。

19-15 生活保護事業

生活保護事業については、新市で設置する福祉事務所において、国又は県等が定める制度に基づき実施する。

19-16 国民健康保険事業

- (1) 国民健康保険料(税)は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から保険料として統一する。
- (2) 保険給付事業、人間ドック・脳ドック検診費助成、高額療養費貸付・出産資金貸付は、合併時は現行のとおりとし平成17年度から統一して実施する。
- (3) 国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する。
- (4) 福祉医療費助成・福祉施術費助成のうち、県の補助制度によるものは県制度のとおりとし、市(町)単独事業については、対象者・給付基準等を見直したうえ、平成17年度から統一して実施する事業と、平成16年度をもって原則として廃止する事業に区分する。

19-17 保健衛生事業

母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施する。

19-18 建設関係事業

- (1) 道路河川整備事業については、継続中のものを新市に引き継ぐこととし、新規事業は新市において計画的に整備、推進する。
なお、市道以外の生活道路等整備については、地元要望を踏まえ自治会と市が事業費を負担して実施する。
- (2) 道路の維持管理については、基本的に現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 道路認定基準及び再編は、新市において定める。ただし、各市町における既認定路線は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 雪寒対策については、合併時は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな雪寒対策計画を策定する。
- (5) 公営住宅については、公営住宅ストック総合活用計画を新市において策定し、計画的に建て替え、改善等を実施する。
ただし、新市の計画策定までの間は、各市町の計画を引き継ぐ。
- (6) 公営住宅の家賃については、公営住宅法(昭和26年法律第193号)に基づき、新市において決定する。
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)等関係事務については、合併時から八日市市の例を基本に実施する。

19-19 都市計画関係事業

- (1)都市計画区域は、現行の区域を新市に引き継ぐものとする。
- (2)都市計画マスタープランは、新市において策定する。
- (3)都市計画審議会は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づき設置する。
- (4)地籍調査は、新市において事業推進計画を定め各自治会や住民等の要望を勘案し実施する。

19-20 農林水産関係事業

- (1)農業関係事業については、各種計画を新市において策定し、地域の特性を生かした農業諸施策を実施する。
- (2)農村整備関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3)林業関係事業については、森林整備計画を新市において策定し、保育事業・病虫害等防除事業・林道事業・治山事業等の林業諸施策を実施する。

19-21 商工・観光・労政関係事業

商工・観光・労政関係事業については、産業の振興及び地域活性化を図るため、新市において引き続き事業の推進に努めるものとする。

19-22 学校教育事業

- (1)学校教育については、引き続き教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。
- (2)幼稚園の運営方針・内容等については、新市において検討を行う。ただし、幼稚園保育料、保育時間及び預かり保育の運営については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一するよう調整する。
- (3)学校給食事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において拡大を図るよう調整に努める。
- (4)幼稚園、小・中学校の通園・通学区域及び通園・通学バス等については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (5)奨学金貸付事業については、新市において新たな基準による奨学金貸付制度を設ける。

19-23 社会教育事業

- (1)社会教育・社会体育・文化振興に関する制度及び事業等については、現行の内容を新市に引き継ぎ、一本化すべきものと地区単位で取り組むべきものに区分して実施する。
- (2)文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その保存と活用に努める。
- (3)図書館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、館の連携によって相互利用が図れるよう新市において調整する。

20. 新市建設計画

新市建設計画は、別冊「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

※「新市まちづくり計画」は、1市4町の全世帯に概要版が配布されていますが、各市町合併担当課 及び 合併協議会事務局でも閲覧できます。

合併協定書署名人 (敬称略)

◇調印者

八日市市長	中村 功一
永源寺町長	久田 元一郎
五個荘町長	前田 清子
愛東町長	植田 茂太郎
湖東町長	宮部 庄七

◇調印特別立会人

滋賀県知事 國松 善次

◇調印立会人

【八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会委員】

八日市市議会議長	志井 弘	永源寺町	小西 龍二
永源寺町議会議長	高橋辰次郎	永源寺町	疋出みゑ子
五個荘町議会議長	寺村 茂和	五個荘町	足立 進
愛東町議会議長	鈴木 重史	五個荘町	辻 裕子
湖東町議会議長	西澤 英治	五個荘町	平居 貞夫
八日市市議会	高村 与吉	五個荘町	三輪 高裕
永源寺町議会	吉澤 克美	愛東町	上川 裕子
五個荘町議会	杉山 忠蔵	愛東町	川瀬 重雄
愛東町議会	山本 清	愛東町	川副 清厚
湖東町議会	植田 勲	愛東町	清水 雅晴
八日市市	梶森 幸子	湖東町	植田 善夫
八日市市	武久 健三	湖東町	清水 重一
八日市市	田中 敏彦	湖東町	野村 赤一
八日市市	山田儀左衛門	湖東町	廣田 綾子
永源寺町	飯尾文右衛門	京都橋女子大学教授	織田 直文
永源寺町	市田重太郎	東近江地域振興局長	西田 弘



▲國松滋賀県知事による署名



▲各市町議会議長による署名

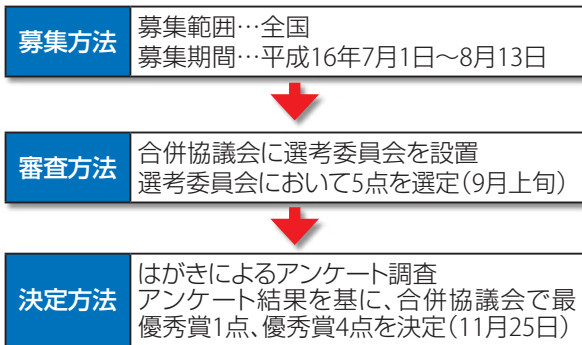


市章が決まるまで

◆市章決定までの考え方

新市の市民の一体感を築くため、住民の皆さんからの応募やアンケート調査によってデザインを決定していきます。

◆市章決定までの手順



◆募集要項や様式など詳しい応募方法は、6月の合併議決後、募集チラシを全戸配布する予定ですのでご覧ください。

4月28日(木)、五個荘町てんびんの里文化学習センターにおいて、第10回合併協議会を開催し、新市「東近江市」の市章デザインの決定方法について協議、決定されました。また、5月20日の合併協定調印式の内容や、公共的団体の取り組み状況等について報告がありました。

協議された事項

○協議第54号

新市「東近江市」の市章

デザインの決定方法について新市の市章決定までの日程や募集要項等が決定されました。具体的には左のとおり進められます。

第10回(4/28)協議会の報告

6月議会において提案される合併関連議案

合併協定書の調印が終了し、各市町長はそれぞれの議会に合併の議案を提出します。その内容は、次のとおりです。

1. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合について

【概要】平成17年2月11日から八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町を廃して、その区域をもって「東近江市」を設置することを滋賀県知事に申請する。

2. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

【概要】1市4町の財産は、すべて「東近江市」に帰属させる。

3. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

【概要】1市4町の議会の議員は、合併特例法を適用し、平成17年10月31日まで、引き続き「東近江市」の議会の議員として在任する。

4. 八日市市、神崎郡永源寺町、同郡五個荘町、愛知郡愛東町及び同郡湖東町の廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

【概要】「東近江市」の議会の議員の定数は、24人とする。



●第11回合併協議会開催のお知らせ

日時:平成16年7月29日(木)午後2時から
場所:八日市市 八日市商工会議所
傍聴:定員60名(予定)



●お詫びと訂正

まち・未来通信の第7号の2ページに記載した「湖東町の合併後の住所表示」中、「東近江市小田刈町」は「東近江市小田刈町」の誤りでした。お詫びして訂正させていただきます。

1市4町の人口と世帯(平成16年6月1日現在)

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	計
人口	45,648	6,471	12,068	5,668	9,130	78,985
男	22,691	3,063	5,907	2,774	4,431	38,866
女	22,957	3,408	6,161	2,894	4,699	40,119
世帯	16,484	1,918	3,833	1,503	2,503	26,241